

# 高知県公報

発行  
高知県  
高知市丸ノ内  
一丁目2番20号  
発行日  
毎週2回  
(火曜日・金曜日)

目次	
規則	ページ
◎和食ダム操作規則	1
◎高知県行政組織規則の一部を改正する規則	3
訓令	
◎和食ダム操作規程	3
告示	
○公共測量の終了の通知 (用地対策課)	6
○道路の区域変更 (道路課)	6
◎告示(指定構造計算適合性判定機関への構造計算適合性判定の業務の委任)の一部改正 (建築指導課)	6

## 規則

和食ダム操作規則をここに公布する。  
令和7年7月22日  
高知県知事 濱田 省司

### 高知県規則第66号 和食ダム操作規則

目次	
第1章 総則(第1条・第2条)	
第2章 貯水池の水位等(第3条-第7条)	
第3章 貯水池の用途別利用(第8条-第10条)	
第4章 洪水調節等(第11条-第15条)	
第5章 貯留された流水の放流(第16条-第21条)	
第6章 計測、点検、整備等(第22条-第24条)	
第7章 雑則(第25条)	
附則	
第1章 総則(趣旨)	
第1条 この規則は、和食ダム(以下「ダム」という。)の操作に関して必要な事項を定めるものとする。(ダムの用途)	
第2条 ダムは、洪水調節、流水の正常な機能の維持及び水道用水の供給をその用途とする。	
第2章 貯水池の水位等(洪水)	

第3条 洪水は、流水の貯水池への流入量が毎秒9立方メートル以上である場合における当該流水とする。

(洪水期間及び非洪水期間)

第4条 洪水期間及び非洪水期間は、それぞれ当該各号に定める期間とする。

- (1) 洪水期間 7月1日から9月30日までの期間
- (2) 非洪水期間 10月1日から翌年6月30日までの期間

(水位の算出)

第5条 貯水池の水位(第13条及び第14条において「水位」という。)は、ダム本体に設置された水位計の測定結果に基づき算出するものとする。(常時満水位)

第6条 貯水池の常時満水位(第13条及び第14条において「常時満水位」という。)は、標高88.0メートルとする。(サーチャージ水位)

第7条 貯水池のサーチャージ水位は、標高96.0メートルとする。

### 第3章 貯水池の用途別利用

(洪水調節等のための利用)

第8条 洪水調節及び洪水に達しない流水の調節は、標高88.0メートルから標高96.0メートルまでの容量36万立方メートルを利用して行うものとする。(流水の正常な機能の維持のための利用)

第9条 流水の正常な機能の維持は、標高72.0メートルから標高88.0メートルまでの容量32万立方メートルのうち最大20万立方メートルを利用して行うものとする。(水道用水の供給のための利用)

第10条 水道用水の供給は、標高72.0メートルから標高88.0メートルまでの容量32万立方メートルのうち最大12万立方メートルを利用して行うものとする。

### 第4章 洪水調節等

(洪水警戒体制)

第11条 高知県安芸土木事務所和食ダム建設事務所長(以下「所長」という。)は、洪水が予想される場合又は別に定める場合は、洪水警戒体制をとらなければならない。(洪水警戒体制時における措置)

第12条 所長は、前条の規定により洪水警戒体制をとったときは、直ちに次に掲げる措置をとらなければならない。

- (1) 別に定める関係機関(第20条において「関係機関」という。)及び高知地方気象台との連絡並びに気象及び水象に関する観測及び情報の収集を密にすること。
- (2) 予備電源設備の試運転その他洪水調整を行うことに必要な措置(洪水調節等)

第13条 洪水調節及び洪水に達しない流水の調節は、水位が常時

満水位を超える場合は、常用洪水吐きからの自然放流により行うものとする。

(洪水調節等の後における水位の低下)

第14条 前条の規定により洪水調節及び洪水に達しない流水の調節を行った後は、常用洪水吐きからの自然放流により、水位を常時満水位に低下させるものとする。(洪水警戒体制の解除)

第15条 所長は、第11条の規定による洪水警戒体制を維持する必要がなくなったと認めるときは、これを解除しなければならない。

### 第5章 貯留された流水の放流

(貯留された流水の放流を行うことができる場合)

第16条 ダムに貯留された流水は、この規則に定めがある場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合に限り放流を行うことができる。

(1) 第22条の規定によりダム本体、貯水池又はダムに係る施設等の点検又は整備を行うため特に必要があると認めるとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、特にやむを得ない理由がある場合で別に定めるとき。

2 前項の規定に基づく放流量の限度は、毎秒1.1立方メートルとする。(放流の原則)

第17条 所長は、放流管から放流を行う場合は、別に定める方法を基準とし、ダムから放流を行うことにより下流に急激な水位の変動を生じないよう努めるものとする。(流水の正常な機能の維持のための放流)

第18条 所長は、流水の正常な機能の維持するため必要があると認めるときは、別表の左欄に掲げる地点ごとの同表中欄に掲げる期間についてそれぞれ同表右欄に掲げる水量を確保することができるよう、ダムから必要な流水の放流を行わなければならない。(水道用水の供給のための放流)

第19条 所長は、水道用水の供給のため必要があると認めるときは、和食ダム地点において毎秒0.012立方メートルの水量を確保することができるよう、ダムから必要な流水の放流を行わなければならない。(放流に関する通知等)

第20条 所長は、ダムから放流を行うことにより流水の状況に著しい変化を生ずると認める場合において、これによって生ずる危害を防止するため必要があると認めるときは、別に定めるところにより関係機関に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置をとらなければならない。(ゲート等の操作)

第21条 取水設備及び放流設備のゲート等の操作については、別

に定める。

**第6章 計測、点検、整備等**

(計測、点検及び整備)

**第22条** 所長は、別に定める基準に従い、ダム本体、貯水池及びダムに係る施設等を常に良好な状態に保つため、必要な計測、点検及び整備を行わなければならない。

(観測)

**第23条** 所長は、別に定める基準に従い、ダムを操作するため必要な気象及び水象の観測を行わなければならない。

(記録)

**第24条** 所長は、第20条の規定による放流に関する通知等、第21条の規定によるゲート等の操作、第22条の規定による計測、点検若しくは整備又は前条の規定による観測を行ったときは、別に定める事項を記録しておかなければならない。

**第7章 雑則**

(委任)

**第25条** この規則に定めるもののほか、ダムの操作に関し必要な事項は、知事が別に定める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

**別表 (第18条関係)**

地点	期間	水量
和食ダム 地点	代掻き期 (5月20日から同月29日まで)	0.308m <sup>3</sup> /秒
	普通期 (5月30日から9月20日まで)	0.192m <sup>3</sup> /秒
	非かんがい期 (9月21日から翌年5月19日まで)	0.096m <sup>3</sup> /秒
岩の川堰 下流地点	代掻き期 (5月20日から同月29日まで)	0.279m <sup>3</sup> /秒
	普通期 (5月30日から9月20日まで)	0.193m <sup>3</sup> /秒
	非かんがい期 (9月21日から翌年5月19日まで)	0.098m <sup>3</sup> /秒

高知県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和7年7月22日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第67号

高知県行政組織規則の一部を改正する規則

高知県行政組織規則（平成15年高知県規則第43号）の一部を次のように改正する。  
第253条第2項の表高知県安芸土木事務所和食ダム建設事務所の項中「の建設予定地」を「により造成された貯水地の区域及び和食ダムから下流110メートルの地点までの区域」に改め、同条第8項の表中

龍馬	種崎と長浜との間の県営渡船業務
----	-----------------

を

浦戸	種崎と長浜との間の県営渡船業務
----	-----------------

に改める。  
第254条第17号中「高知県中央東土木事務所」を「高知県安芸土木事務所にあつては和食ダムの、高知県中央東土木事務所」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

高知県訓令第12号

土 木 部  
安 芸 土 木 事 務 所  
安芸土木事務所和食ダム建設事務所

和食ダム操作規程を次のように定める。  
令和7年7月22日

高知県知事 濱田 省司

和食ダム操作規程

（趣旨）

第1条 この規程は、和食ダム操作規則（令和7年高知県規則第66号。以下「規則」という。）の規定に基づき、和食ダム（以下「ダム」という。）の操作に関し必要な事項を定めるものとする。

（流入量）

第2条 規則第3条の流水の貯水池への流入量（以下「流入量」という。）は、貯水池の水位の上昇又は低下の時間的な割合から次の算式により算出するものとする。

算式

$$Q = (V + q) / t$$

算式の符号

- Q 流入量（立方メートル／秒）
- V 単位時間に増減した貯留量（立方メートル）
- q 単位時間内の積算全放流量（立方メートル）
- t 単位時間（秒）

（洪水警戒体制）

第3条 規則第11条の別に定める場合は、次の各号のいずれかに該当し、安芸土木事務所和食ダム建設事務所長（以下「所長」という。）が必要であると認める場合とする。

- (1) ダムの流域内（次号において「流域内」という。）において、高知地方気象台から降雨に関する警報が発せられたとき。
- (2) 流域内において、累加雨量が45ミリメートルに達した後、なお引き続き2時間降雨量が57ミリメートルを超えると予想されるとき。
- (3) 台風の中心が東経127度から東経135度までの間において北緯30度に達したとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、洪水の発生が予想されるとき。

2 所長は、規則第11条の規定により洪水警戒体制をとった場合における職員の呼集、作業分担及び配置その他必要な事項をあらかじめ定めておかなければならない。

（洪水警戒体制時における関係機関への連絡）

**第4条** 規則第12条第1号の別に定める関係機関（以下「関係機関」という。）及び当該関係機関との連絡の方法は、別表に定めるとおりとする。

2 所長は、規則第12条第1号の連絡の内容、時期等について、あらかじめ関係機関及び高知地方気象台と協議しておくものとする。

（洪水警戒体制の解除等）

**第5条** 所長は、流入量が毎秒9立方メートル未満に減少し、気象、水象その他の状況により洪水警戒体制を維持する必要がなくなったと認めるときは、規則第15条の規定によりこれを解除しなければならない。

2 所長は、規則第15条の規定により洪水警戒体制を解除したときは、別表に定める方法により、その旨を関係機関に連絡するものとする。

（貯留された流水の放流を行うことができる場合）

**第6条** 規則第16条第1項第2号の別に定めるときは、次の各号のいずれかに該当するときとする。

- (1) ダム本体、貯水池又はダムに係る施設等の調査又は補修を行うため必要があると認めるとき。
- (2) 下流既得水利のため必要があると認めるとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、特に必要があると認めるとき。

（放流の方法）

**第7条** 規則第17条の別に定める方法は、次の表に定めるとおりとする。ただし、気象、水象その他の状況により特に必要があると認める場合は、これによらないことができる。

放流管から放流を行う直前における放流量	放流管の1回の操作における最少時間間隔	放流管の1回の操作における放流量の増加割合
0.48m <sup>3</sup> /秒未満	10分	0.16m <sup>3</sup> /秒以内
0.48m <sup>3</sup> /秒以上0.75m <sup>3</sup> /秒未満	10分	0.27m <sup>3</sup> /秒以内
0.75m <sup>3</sup> /秒以上1.10m <sup>3</sup> /秒以下	10分	0.37m <sup>3</sup> /秒以内

（放流に関する通知等をしなければならない場合）

**第8条** 所長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、規則第20条の規定により関係機関に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置をとらなければならない。

- (1) 流入量が洪水量を超え、かつ、貯水池の水位が常用洪水吐敷高を超えて自然放流が予想されるとき。

(2) 貯水池の水位が非常用洪水吐きを超えると予想されるため、ダムから放流を行うとき。

(3) 規則第16条第1項の規定に基づき放流を行い、下流に急激な水位の上昇が生ずると予想されるとき。  
（一般に周知させるための必要な措置を行う範囲）

**第9条** 規則第20条の規定による一般に周知させるために必要な措置は、ダムより下流300メートルの地点（東谷川合流地点）までの区域において行うものとする。

（放流に関する通知等の方法）

**第10条** 規則第20条の規定による関係機関への通知は、第8条各号の放流を行う約1時間前までに、別表に定める方法により、ダムから放流を行う日時のほか放流量又は放流を行うことにより上昇する下流の水位の見込みを示してするものとする。

2 規則第20条の規定による一般に周知させるための必要な措置は、ダム地点に設置された警報設備等により、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) ダム地点に設置されたサイレン又はスピーカーによる擬似音の吹鳴は、第8条各号の放流を行う約30分前に行う。
- (2) 警報車に設置されたスピーカーによる吹鳴は、必要に応じて、ダムから下流の水位が上昇すると予想される約30分前に行う。
- (3) 前2号に掲げる方法のほか、警報車によるダムから下流の巡視を行う。
- (4) 第1号又は第2号のサイレン又はスピーカーによる吹鳴は、約1分間吹鳴させ、その後約10秒間休止をし、更に約1分間吹鳴させる合計約2分10秒の一式を必要に応じて繰り返す方法により行う。  
（警報車による警報の方法）

**第11条** 警報車による警報は、水位が上昇すると予想される約30分前に、警報車に設置したスピーカーによる放送及びサイレンの吹鳴により行うものとする。

2 前項のスピーカーによる放送はダムからの放流による水位の上昇の見込み等を示して行い、サイレンの吹鳴は必要に応じて、前条第2項第4号に規定する方法に準じて行うものとする。  
（ゲートの名称）

**第12条** 規則第21条のゲートの名称は、次に掲げるとおりとする。

- (1) ダム本体上流側にあり、選択取水を行うための側壁付円形多段式ゲートを取水ゲートという。
- (2) ダム本体上流側の取水塔下部にあり、緊急水位低下を行うためのスライドゲートを底部取水ゲートという。
- (3) 河川維持用放流設備の2系統のうち下流側の放流管を河川維持用放流設備系統-1とし、そのうち、下流側にあるものを河川維持用放流設備系統-1主ゲートと、上流側にあるものを河川維持用放流設備系統-1副ゲートという。

(4) 河川維持用放流設備の2系統のうち上流側の放流管を河川維持用放流設備系統-2とし、そのうち、下流側にあるものを河川維持用放流設備系統-2主ゲートと、上流側にあるものを河川維持用放流設備系統-2副ゲートという。

(5) 既得農水用放流設備は、下流側にあるものを既得農水用放流設備主ゲートと、上流側にあるものを既得農水用放流設備副ゲートという。

（取水ゲートの操作）

**第13条** 前条第1号の取水ゲートは、次の各号のいずれかに掲げる場合に操作するものとする。

- (1) 規則第18条又は第19条の規定によりダムから放流を行うとき。
- (2) 規則第22条の規定により選択取水設備の点検又は整備を行う必要があるとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、特にやむを得ないと認めるとき。

2 前項第1号に該当する場合は、貯水池の状況により取水水深0.8メートルを保つことができるよう操作するものとする。ただし、水象、気象その他の状況により特に必要があると認めるときは、この限りでない。

（底部取水ゲートの操作）

**第14条** 第12条第2号の底部取水ゲートは、常に全閉しておくものとする。ただし、特に必要があると認めるときは、この限りでない。

（河川維持用放流設備系統-1主ゲートの操作）

**第15条** 第12条第3号の河川維持用放流設備系統-1主ゲート（以下「河川維持用放流設備系統-1主ゲート」という。）は、次に掲げる場合を除き、常に全閉しておくものとする。

- (1) 規則第18条又は第19条の規定によりダムから放流を行うとき。
- (2) 規則第22条の規定により河川維持用放流設備系統-1主ゲートの点検又は整備を行う必要があるとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、特に必要があると認めるとき。

（河川維持用放流設備系統-1副ゲートの操作）

**第16条** 第12条第3号の河川維持用放流設備系統-1副ゲート（以下この条及び次条第1号において「河川維持用放流設備系統-1副ゲート」という。）は、次に掲げる場合を除き、常に全閉しておくものとする。

- (1) 規則第22条の規定により河川維持用放流設備系統-1主ゲート若しくは河川維持用放流設備系統-1副ゲート又は放流管の点検又は整備を行う必要があるとき。
  - (2) 前号に掲げる場合のほか、特に必要があると認めるとき。
- 2 河川維持用放流設備系統-1副ゲートは、前項各号に該当す

る場合は、全閉しておくものとする。

3 河川維持用放流設備系統－1副ゲートは、原則として、河川維持用放流設備系統－1主ゲートにより放流しているときは操作してはならない。

(河川維持用放流設備系統－2主ゲートの操作)

**第17条** 第12条第4号の河川維持用放流設備系統－2主ゲート(第2号及び次条において「河川維持用放流設備系統－2主ゲート」という。)は、次に掲げる場合を除き、常に全閉しておくものとする。

(1) 規則第22条の規定により河川維持用放流設備系統－1主ゲート若しくは河川維持用放流設備系統－1副ゲート又は放流管の点検又は整備を行っているときに、規則第18条又は第19条の規定によりダムから放流を行うとき。

(2) 規則第22条の規定により河川維持用放流設備系統－2主ゲートの点検又は整備を行う必要があるとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、特に必要があると認めるとき。

(河川維持用放流設備系統－2副ゲートの操作)

**第18条** 第12条第4号の河川維持用放流設備系統－2副ゲート(以下この条において「河川維持用放流設備系統－2副ゲート」という。)は、次に掲げる場合を除き、常に全閉しておくものとする。

(1) 規則第22条の規定により河川維持用放流設備系統－2主ゲート若しくは河川維持用放流設備系統－2副ゲート又は放流管の点検又は整備を行う必要があるとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、特に必要があると認めるとき。

2 河川維持用放流設備系統－2副ゲートは、前項各号に該当する場合は、全閉しておくものとする。

3 河川維持用放流設備系統－2副ゲートは、原則として、河川維持用放流設備系統－2主ゲートにより放流しているときは操作してはならない。

(既得農水用放流設備主ゲートの操作)

**第19条** 第12条第5号の既得農水用放流設備主ゲート(第2号及び次条において「既得農水用放流設備主ゲート」という。)は、次に掲げる場合を除き、常に全閉しておくものとする。

(1) 規則第18条の規定によりダムから放流を行うとき。

(2) 規則第22条の規定により既得農水用放流設備主ゲートの点検又は整備を行う必要があるとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、特に必要があると認めるとき。

(既得農水用放流設備副ゲートの操作)

**第20条** 第12条第5号の既得農水用放流設備副ゲート(以下この条において「既得農水用放流設備副ゲート」という。)は、次に掲げる場合を除き、常に全閉しておくものとする。

(1) 規則第22条の規定により既得農水用放流設備主ゲート若しくは既得農水用放流設備副ゲート又は放流管の点検又は整備を行う必要があるとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、特に必要があると認めるとき。

2 既得農水用放流設備副ゲートは、前項各号に該当する場合は、全閉しておくものとする。

3 既得農水用放流設備副ゲートは、原則として、既得農水用放流設備主ゲートにより放流しているときは操作してはならない。

(計測、点検及び整備の基準等)

**第21条** 規則第22条の計測、点検及び整備に係る同条の基準は、別に定める要領によるものとする。

2 所長は、ダムの基礎部に設置された地震計により観測された地震動の最大加速度が25ガルを超えたとき又は安芸郡芸西村において気象庁震度階級が4以上の地震が発生したときは、別に定めるところにより、臨時の点検を行わなければならない。

(観測の基準)

**第22条** 規則第23条のダムを操作するため必要な気象及び水象の観測に係る同条の基準は、別に定める要領によるものとする。  
(記録事項)

**第23条** 規則第24条の別に定める事項は、次に掲げるとおりとする。

(1) 気象及び水象の状況

(2) ゲート等(規則第21条のゲート等をいう。以下この号において同じ。)の操作の理由、操作したゲート等の名称、ゲート等の操作の開始及び終了の年月日及び時刻、ゲート等の開度並びにゲート等の操作による放流量及び水位の変動

(3) 放流に関する関係機関への通知及び一般に周知させるための必要な措置に係る事項

(4) 点検及び整備を行った結果

(5) 前各号に掲げるもののほか、特に記録しておく必要があると認める事項

(報告)

**第24条** 所長は、次に掲げる場合においては、速やかにその状況を土木部長に報告しなければならない。

(1) 規則第11条の規定により洪水警戒体制をとったとき又は規則第15条の規定によりこれを解除したとき。

(2) 規則第13条の規定により洪水調節を行ったとき。

(3) ダム本体、ダムの附属施設、貯水池又は貯水池の上下流に異常を認めたとき。

(4) 第21条第2項の規定により地震が発生し、臨時の点検を行ったとき。

(5) 貯水池において水質事故が発生したとき。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、特に必要があると認めると

き。

(管理月報及び管理年報の作成等)

**第25条** 所長は、別に定めるところにより、ダム管理月報及びダム管理年報を作成し、土木部長に報告しなければならない。

(検査)

**第26条** 所長は、別に定めるところにより、必要に応じて、ダム本体、貯水池及びダムに係る施設等の検査を実施するものとする。

(雑則)

**第27条** 所長は、この規程を実施するため必要があるときは、ダム操作実施要領を定めることができる。

2 所長は、前項の規定に基づきダム操作実施要領を定めたとき又は当該ダム操作実施要領を変更したときは、速やかに土木部長に報告するものとする。

3 土木部長は、この規程が一部改正されたときは、その内容を速やかに水利権者である芸西村長に報告するものとする。

**附 則**

この訓令は、令和7年7月22日から施行する。

別表（第4条、第5条、第10条関係）

関係機関の名称	連絡又は通知の方法
土木部河川課	防災行政無線又は一般回線電話
芸西村役場	防災行政無線又は一般回線電話
高知県安芸警察署	一般回線電話
安芸市消防本部	防災行政無線又は一般回線電話

告 示

高知県告示第493号

高知県土木部中央西土木事務所越知事務所長から令和6年11月高知県告示第677号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が令和7年6月6日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和7年7月22日

高知県知事 濱田 省司

高知県告示第494号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和7年7月22日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年7月22日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名 439号
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
吾川郡仁淀川町森字 下唐岩6707番から 吾川郡仁淀川町森字 下唐岩6791番まで	前	9.8 }	209
	後	11.5 }	186
		39.2	

高知県告示第495号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の35の8第2項の規定により指定構造計算適合性判定機関から構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地の変更について届出があったので、平成27年7月高知県告示第412号（指定構造計算適合性判定機関への構造計算適合性判定の業務の委任）の一部を次のように改正する。

令和7年7月22日

高知県知事 濱田 省司

- 3 を次のように改める。
- 3 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の名称及び所在地
  - (1) 一般財団法人日本建築総合試験所東京事務所

東京都港区西新橋一丁目5番8号  
(2) 一般財団法人日本建築総合試験所大阪事務所  
大阪府大阪市中央区内本町二丁目4番7号